

## 2 実情調査

### (1) 概況

労働争議の実情調査は、高知県労委又は中労委に公益事業の争議行為の予告通知があったもののうち、労使交渉が高知県内で行われるものについて実施した。

令和4年度は、新たに調査を開始したものが21件、前年度からの繰越が9件で、このうち21件が終結した。

年度	区分	前年度繰越	新規開始	計	処理状況	
					終結	繰越
2年度		6	23	29	20	9
3年度		9	26	35	26	9
4年度		9	21	30	21	9
計		24	70	94	67	27

### (2) 取扱事件一覧

(前年度からの繰越)

事件番号	事件名	組合員数	内容	調査			処理状況
				区分	開始年月日	終結年月日	
4年中2号	高知通運(株)	2	賃金制度の確立・改善等	職員	4.3.4 (4.3.4)	4.6.16	解決
〃中3号	四国運輸(株)	220	賃金制度の確立・改善等	〃	4.3.4 (4.3.4)	4.4.21	解決
〃中4号	高知福山通運(株)	60	賃金制度の確立・改善等	〃	4.3.4 (4.3.4)	4.4.7	解決
〃中5号	高知県倉庫運送(株)	25	賃金制度の確立・改善等	〃	4.3.4 (4.3.4)	4.6.16	解決
〃中6号	丸中運送(株)	44	賃金制度の確立・改善等	〃	4.3.4 (4.3.4)	4.6.16	解決
〃中7号	丸福運輸(株)	16	賃金制度の確立・改善等	〃	4.3.4 (4.3.4)	4.6.16	解決
〃中8号	とさでん交通(株)	614	賃金引上げ等	〃	4.3.11 (4.3.7)	4.4.7	解決
〃中9号	高知西南交通(株)	53	賃金引上げ等	〃	4.3.11 (4.3.7)	4.4.7	解決
〃中10号	高知東部交通(株)	34	賃金引上げ等	〃	4.3.11 (4.3.7)	4.4.7	解決

(注) 1 開始年月日欄の( )は、中労委の争議行為予告通知書の受付日である。

2 事件番号は、暦年による。

## (新規受付)

事件番号	事 件 名	組合員数	内 容	調 査			処理状況
				区分	開始年月日	終結年月日	
4年 中11号	高知通運(株)	2	一時金の要求等	職員	4.5.27 (4.5.27)	4.6.16	解決
" 中12号	高知福山通運(株)	60	一時金の要求等	"	4.5.27 (4.5.27)	4.7.7	解決
" 中13号	高知県倉庫運送(株)	25	一時金の要求等	"	4.5.27 (4.5.27)	4.6.16	解決
" 中14号	丸中運送(株)	44	一時金の要求等	"	4.5.27 (4.5.27)	4.6.16	解決
" 中15号	丸福運輸(株)	16	一時金の要求等	"	4.5.27 (4.5.27)	4.6.16	解決
" 中16号	高知通運(株)	2	一時金の要求等	"	4.10.28 (4.10.28)	5.1.5	解決
" 中17号	四国運輸(株)	220	一時金の要求等	"	4.10.28 (4.10.28)	4.11.24	解決
" 中18号	高知福山通運(株)	57	一時金の要求等	"	4.10.28 (4.10.28)	4.12.1	解決
" 中19号	高知県倉庫運送(株)	24	一時金の要求等	"	4.10.28 (4.10.28)	4.12.15	解決
" 中20号	丸中運送(株)	47	一時金の要求等	"	4.10.28 (4.10.28)	4.11.24	解決
" 中21号	丸福運輸(株)	16	一時金の要求等	"	4.10.28 (4.10.28)	4.11.24	解決
5年 高1号	(株)NTTフィールドテクノ	1	賃金引上げ等	"	5.2.28	5.3.16	打切
" 中1号	高知通運(株)	2	賃金制度の確立・改善等	"	5.3.3 (5.3.3)		繰越
" 中2号	四国運輸(株)	213	賃金制度の確立・改善等	"	5.3.3 (5.3.3)		繰越
" 中3号	高知福山通運(株)	59	賃金制度の確立・改善等	"	5.3.3 (5.3.3)		繰越
" 中4号	高知県倉庫運送(株)	24	賃金制度の確立・改善等	"	5.3.3 (5.3.3)		繰越
" 中5号	丸中運送(株)	48	賃金制度の確立・改善等	"	5.3.3 (5.3.3)		繰越
" 中6号	丸福運輸(株)	16	賃金制度の確立・改善等	"	5.3.3 (5.3.3)		繰越
" 中7号	とさでん交通(株)	620	賃金引上げ等	"	5.3.10 (5.3.6)		繰越
" 中8号	高知西南交通(株)	60	賃金引上げ等	"	5.3.10 (5.3.6)		繰越
" 中9号	高知東部交通(株)	20	賃金引上げ等	"	5.3.10 (5.3.6)		繰越

(注) 1 開始年月日欄の( )は、中労委の争議行為予告通知書の受付日である。

2 事件番号は、暦年による。